議案第７９号

訴えの提起について

株式会社雲海に対する出資金及び指定管理料の支出に係る損害賠償請求事件に関し訴えを提起することについて、下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

１　相手方　[redacted]

２　事件の内容及び請求の趣旨

平成２６年１１月２５日に株式会社雲海に関する調査特別委員会の調査報告書がまとめられ、同年１２月４日に美作市議会において「雲海再建政策を立案、指導した元市長には根源的な責任があるので、市が被っている損害について適切な処置を求める」との決議がなされた。また、同月８日には、監査委員から株式会社雲海の監査結果が提出された。

美作市として、これらの内容を重く受け止め、慎重にその内容を精査した結果、元美作市長である[redacted]氏に対して、美作市が被った損害である株式会社雲海に対する出資金２，５００万円及び指定管理料１，０００万円の合計３，５００万円について、その損害を賠償するよう求めるものである。

平成２７年１０月５日　提　出

美作市長　萩原誠司

平成２７年１０月５日　議　決

美作市議会議長　山本雅彦